

(交付書面)

第22回定時株主総会招集ご通知 電子提供措置事項

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
監 査 等 委 員 会 の 監 査 報 告
株 主 総 会 参 考 書 類

クルーズ株式会社

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当社は「20XX年までに時価総額1兆円以上」という超長期的目標を掲げ、2018年5月10日をもって全ての事業を子会社化し、純粋持株会社となりグループ経営へと移行しております。この超長期的目標を最速で実現するべく、次世代の事業と経営者の誕生と成長、永遠のベンチャースピードを手に入れるための仕組み「CROOZ永久進化構想」を活用し、より多くの起業家を育成し、『SHOPLIST.com by CROOZ』（以下、SHOPLIST事業）を軸に、ショッピングやゲームなどのエンターテインメント領域を中心に、常に時代の変化に合わせて幅広くインターネットサービスを展開してまいります。

グループの軸事業であるEC事業の国内BtoCのEC（消費者向け電子商取引）市場は2021年に20.7兆円に達しており（注1）、また今後さらに拡大し、2025年度には27.9兆円に達する見込みといわれております（注2）。

また、その中でもSHOPLISTのおかれるアパレルEC（BtoC）市場は、2021年に約2.4兆円に到達しており、前年から約2,076億円拡大しております。近年販売の主戦場が実店舗からECに移行する大局の流れが見られていたところ、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う巣ごもり消費の影響でその流れが加速しましたが、消費者の間で徐々に外出機会が回復したにも関わらず、その市場規模が引き続き増加しております（注1）。

当該成長市場においてSHOPLIST事業は、低価格で良質なファストファッション商材の取扱いに特化し、また会員属性も20-30代を中心とした女性という特異なポジショニングを確立し、2012年7月の立ち上げから11年目を迎えた当連結会計年度の取扱高は202億円となりました。

SHOPLIST事業においては、今後の更なる拡大を目指し、社長直下のプロジェクトとして、プロジェクトオーナーに社長と同等の権限を付与し、オーナー自ら課題が起きた背景や理由を深堀り、様々な事実データをもとに解決策を講じる重要プロジェクト制度を進行させております。重要プロジェクトをもとに、効果的な広告プロモーション投資、SHOPLISTに来ていただいた人に魅力的でニーズに合った商品の拡充、探しやすさや購入前と後のギャップをゼロにするべくサイトのユーザビリティ向上、配送効率の徹底的な見直しを含めた物流インフラの強化等のコスト改善や業務効率の改善および組織体制の整備に注力してきましたが、取扱高を再度成長軌道に乗せていくための施策により注力してまいります。

また、今後は既存事業のメディア事業と新規事業であるGameFi分野にも注力してまいります。特にGameFi分野のブロックチェーンゲームについては、国内だけでなくグローバルな市場であり、将来的に大きな利益をもたらす可能性があるため、当社が今までゲーム開発で培ってきたノウハウ等を総動員して、その成功確度を高めていきたいと考えております。

クルーズグループとして、今後の第二・第三の事業の柱となる事業を生み出すべく、既存事業への投資及び新規事業のチャレンジを継続してまいります。

以上の結果として、経営上の目標を判断するための客観的な指標等である連結取扱高は28,890,046千円（前連結会計年度比10.5%減）となりました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高14,000,962千円（前連結会計年度比9.5%減）、営業利益644,851千円（前連結会計年度比42.0%減）、経常利益628,172千円（前連結会計年度比42.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益254,877千円（前連結会計年度比78.3%減）となりました。

（注1）2022年8月22日経済産業省「令和3年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」を基に記載しております。

（注2）株式会社野村総合研究所「ITナビゲーター2021年版」を基に記載しております。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は13,317千円で、その主なものはPC等に関連した一括償却資産の購入によるものです。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

（4）重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2019年度 第19期	2020年度 第20期	2021年度 第21期	2022年度 第22期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	33,995,137	35,714,892	15,477,613	14,000,962
経常利益又は経常損失 (△)(千円)	△85,360	2,245,173	1,292,604	628,172
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失(△)(千円)	△558,845	1,433,101	310,445	254,877
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)(円)	△50.32	128.91	27.91	22.92
総資産(千円)	25,947,725	27,072,464	25,086,771	25,408,910
純資産(千円)	8,273,101	9,744,865	9,650,705	9,968,966
1株当たり純資産(円)	696.13	826.77	843.62	879.88

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前連結会計年度の期首から適用しており、第21期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
CROOZ SHOPLIST株式会社	120,000千円	100%	ファッション通販 SHOPLIST.com by CROOZ の企画、開発、運営
Studio Z株式会社	120,000千円	100%	エレメンタルストーリーを中心としたスマートフォン向けゲームの企画、開発、運営
ランク王株式会社	18,000千円	100%	EC関連メディア ランク王等の企画、開発、運営

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社グループは、インターネット業界における、ハードウェア、ソフトウェアの進化、ユーザーの嗜好の変化、他業界からの新規参入等の様々な急速な変化に対応するために、以下の課題を認識しており、対応していく方針であります。

① 次世代の事業と経営者の誕生と成長

当社グループは、ユーザーに受け入れられるサービスの移り変わりが激しいインターネット業界において、絶えず新たな収益源を模索していくことが重要と考えております。

SHOPLIST事業は、引き続き競合他社との差別化が激化することが予想され、今まで以上に商品ジャンルやブランド、品揃えの拡充による更なる差別化、事業拡大・サービスの向上を図りつつ、インターネットコマース事業で得られた知見を活かした新規事業にも挑戦してまいります。

また、SHOPLIST事業に続く第二・第三の柱の創出を目指し、新規事業の開発や、M&Aを通じた新たな事業への参入などを検討してまいります。

同時に、これら次世代の事業を担う優秀な経営人材の内部育成、外部招聘によって当社の資金、ノウハウと若い起業家の柔軟な発想が融合し、新しい収益と価値を生み出していくことに繋げてまいります。

② 事業スピードの最大化

変化の激しいインターネット業界においては、事業スピードを最大化することが重要であり、いかに多くのチャレンジをし、早期にその成否を見極められるかという仕組化が事業の成長には不可欠であると考えております。

当社グループは、すべての事業を子会社化し、コンパクトな組織にすることにより、開発手法や採用などあらゆる意思決定をそれぞれが迅速に行い、永遠のベンチャースピードを維持しながら事業を推進してまいります。

③ 内部統制、コーポレートガバナンス体制の充実

企業が持続的に成長していくためには、内部統制の実効性を高め、日々充実させることが重要であると考えております。当社グループでは、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を実施するのみならず、事業面・技術面・管理面の全てにおいて、当社独自に策定したチェック項目を四半期ごとに経営幹部が確認するとともに、チェック項目のブラッシュアップを日々行うことによって、内部管理体制及びコーポレートガバナンス体制を充実させております。

(8) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループの主力事業は、100%子会社であるCROOZ SHOPLIST株式会社において運営している、ファストファッション通販「SHOPLIST.com by CROOZ」を中心としたEC事業となっております。なお、100%子会社であるStudio Z株式会社などにおいて、継続してゲーム事業を展開しているほか、各子会社にてインターネット関連の各種事業を展開しております。

(9) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

名 称	所 在 地
クルーズ株式会社	東京都渋谷区
CROOZ SHOPLIST株式会社	東京都渋谷区
Studio Z株式会社	東京都港区
ランク王株式会社	東京都渋谷区

(10) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
490 (183) 名	101名増

- (注) 1. 従業員数は正規使用人のみで、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
2. 前連結会計年度末と比較して従業員数が101名増加しておりますが、これは主に連結子会社の事業拡大に伴う人員増加によるものです。

(11) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	496,108千円

(注)取扱金融機関と融資限度額を決めた当座貸越契約（融資限度額32億円）を締結しております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 43,886,400株
(2) 発行済株式の総数 11,122,418株
(自己株式数1,835,182株を除く。)
(3) 株主数 4,970人
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 淵 宏 二	3,335,000株	29.98%
NOMURA CUSTODY NOMINEES LTD-TK1 LIMITED	1,836,600株	16.51%
田 澤 知 志	870,000株	7.82%
NCSN-SHOKORO LIMITED	476,200株	4.28%
株式会社S B I 証券	409,568株	3.68%
NOMURA CUSTODY NOMINEES LIMITED OMNIBUS-FULLY PA ID (CASHPB)	387,000株	3.47%
TK1 LTD	200,000株	1.79%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	146,034株	1.31%
楽天証券株式会社	134,500株	1.20%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	105,915株	0.95%

- (注) 1. 当社は自己株式を1,835,182株保有しておりますが、上記の大株主からは除外して
おりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権等（職務執行の対価として交付されたものを除く。）の状況

- ① 2017年6月20日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の名称	第14回新株予約権	
保有者数	取締役（監査等委員を除く。） 1名	
新株予約権の数	330個（新株予約権1個につき100株）	
新株予約権の目的である株式の数	33,000株	
新株予約権の発行価額	1個あたり	100円
新株予約権の行使に際して払込をすべき金額	1個あたり (1株あたり)	285,200円 2,852円)
新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額	1個あたり	142,650円
新株予約権を行使することができる期間	2017年7月6日から2027年7月5日まで	
新株予約権の行使の条件	(注1)	

- ② 2018年3月7日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の名称	第15回新株予約権	
保有者数	取締役（監査等委員を除く。） 2名	
新株予約権の数	3,682個（新株予約権1個につき100株）	
新株予約権の目的である株式の数	368,200株	
新株予約権の発行価額	1個あたり	100円
新株予約権の行使に際して払込をすべき金額	1個あたり (1株あたり)	217,200円 2,172円)
新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額	1個あたり	108,650円
新株予約権を行使することができる期間	2018年3月27日から2038年3月26日まで	
新株予約権の行使の条件	(注2)	

③ 2020年4月28日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の名称	第16回新株予約権
保有者数	取締役（監査等委員を除く。）1名
新株予約権の数	20,000個（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の目的である株式の数	2,000,000株
新株予約権の発行価額	1個あたり 100円
新株予約権の行使に際して払込をすべき金額	1個あたり 77,500円 (1株あたり 775円)
新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額	1個あたり 38,800円
新株予約権を行使することができる期間	2020年5月27日から2040年5月26日まで
新株予約権の行使の条件	(注3)

(注1) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 新株予約権者は、以下の区分に従い、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は1個単位とする。
 - (a) 2017年7月6日から2020年3月31日までは、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
 - (b) 新株予約権者は、2018年3月期から2026年3月期までのいずれかの期における連結営業利益が25億円を超過した場合、上記(a)にて定める期間を除き、割当てられた新株予約権の全てを行使することができる。なお、ここでいう連結営業利益の判定においては、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 - (c) 2018年3月期から2026年3月期までのいずれかの期における連結営業利益が25億円を超過しない限り、上記(a)にて定める期間を経過した日以降であっても、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
- (3) 上記(2)にかかわらず、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を権利行使価額の95%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(注2) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 新株予約権者は、新規事業による連結取扱高又は当該新規事業に係る営業利益が、以下に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割当てられた新株予約権個数のうち当該各号に定める割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として、新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は1個単位とする。なお、ここでいう新規事業とは、割当日時点において当社グループにおいて取扱高が発生していない事業をいうものとし、連結取扱高の具体的な算定方法については、新規事業に応じて取締役会で定めるものとする。
 - (a) 割当日から2年を経過し、かつ、2019年3月期以降のいずれかの当連結会計年度における、新規事業による連結取扱高が20億円以上又は当該新規事業に係る営業利益が4億円以上：行使可能割合33%
 - (b) 割当日から4年を経過し、かつ、2019年3月期以降のいずれかの当連結会計年度における、新規事業による連結取扱高が100億円以上又は当該新規事業に係る営業利益が20億円以上：行使可能割合60%
 - (c) 割当日から6年を経過し、かつ、2019年3月期以降のいずれかの当連結会計年度における、新規事業による連結取扱高が300億円以上又は当該新規事業に係る営業利益が60億円以上：行使可能割合100%
- (3) 上記(2)にかかわらず、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額の75%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(注3) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認めるものとする。
- (2) 割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に20%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の105%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や株式会社東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小淵 宏二	CROOZ SHOPLIST株式会社 代表取締役社長
取締役副社長	古瀬 祥一	CROOZ Media Partners株式会社 代表取締役社長 CROOZ Blockchain Lab株式会社 代表取締役社長
取締役副社長	仲佐 義規	-
取締役	稲垣 佑介	最高財務責任者 CFO
取締役	矢嶋 健二	株式会社TWIN PLANET 代表取締役
取締役 (監査等委員)	永井 文隆	永井文隆公認会計士事務所 代表 株式会社AURUM 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	立松 進	株式会社U. P. n. P. 代表取締役
取締役 (監査等委員)	川井 崇司	株式会社すごい会議どすえ 代表取締役

- (注) 1. 監査等委員である取締役永井文隆、立松進及び川井崇司の3氏は社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査等委員である取締役永井文隆氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会が必要に応じて監査を補佐する担当者を任命・指揮命令して監査を行う体制としており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものは除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社グループの全役員（取締役、監査役及び執行役員）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）等を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、役員が犯罪行為に起因する損害、及び役員が違法であることを認識しながら行った行為に起因する損害については填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

役員 の 区分	報 酬 等 の 額 総 (千円)	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 (千 円)			対 象 と なる 役 員 の 員 数 (人)
		基 本 報 酬	非 金 銭 報 酬 等	業 績 連 動 報 酬	
取締役 (監 査 等 委 員 を 除 く) (うち 社 外 取 締 役)	104,662 (-)	104,662 (-)	- (-)	- (-)	5 (-)
取締役 (監 査 等 委 員) (うち 社 外 取 締 役)	10,800 (10,800)	10,800 (10,800)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち 社 外 取 締 役)	115,462 (10,800)	115,462 (10,800)	- (-)	- (-)	8 (3)

- (注) 1. 2016年6月29日開催の第15回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額を年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とする旨の決議をいただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、8名であります。
2. 2016年6月29日開催の第15回定時株主総会において、取締役(監査等委員)の報酬限度額を年額50百万円以内とする旨の決議をいただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名であります。
3. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 取締役の報酬等の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、代表取締役社長小淵宏二が、限度額の範囲内において報酬案を作成し、客観的な観点から報酬額の決定ができるように監査等委員である取締役(社外)のみで構成される報酬委員会で審議の上、承認しております。なお、個別の報酬額については、専門的知識、能力水準、担当する役割と責務並びに競合他社の報酬水準等を総合的に勘案するとともに、個人の価値を評価して、報酬委員会において審議の上、承認しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員の協議により決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役 (監査等委員)	永井 文隆	永井文隆公認会計士事務所 株式会社AURUM	代表 代表取締役社長	当社と永井文隆公認会計士事務所及び株式会社AURUMとの間に重要な取引その他特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	立松 進	株式会社U. P. n. P.	代表取締役	当社と株式会社U. P. n. P.との間に重要な取引その他特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	川井 崇司	株式会社すごい会議どすえ	代表取締役	当社と株式会社すごい会議どすえとの間に重要な取引その他特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	永井 文隆	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、営業活動、財務活動にわたって意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすとともに、監査等委員会委員長として内部統制システムの構築についても助言・提言を行っていただきました。
取締役 (監査等委員)	立松 進	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。会社の経営者としての見地から、議案審議等に必要発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たされております。
取締役 (監査等委員)	川井 崇司	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。経営コンサルタントとしての見地から、経営マネジメントの分野にわたって発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たされております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	太陽有限責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める事項について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定したガイドラインを率先垂範して行い、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。また、法令遵守体制にかかる規程の整備を行い、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制を整え、業務運営の適法性の確保に努める。
- b. 当社は、報告・相談体制である「内部通報制度」を設けて社内においてコンプライアンス違反が行われ、又は行われようとしていることが判明した際に、報告・相談を受け付ける体制を構築する。また、公益通報者保護法に準じて、通報内容を適正に取り扱い、通報者情報の秘匿など通報者に対して不利益な扱いを行わない旨を定める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。

③ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社及び当社グループは、個人情報に関する規程、情報セキュリティに関する規程などのリスクマネジメントに関する規程に基づき、リスクの洗い出しと軽減に取り組み、リスク管理体制を構築する。
- b. 当社は、代表取締役社長が、当社グループのリスク管理について全体的に統括し、継続的に監視するとともに、経営に重大な影響を与えるリスクについては、取締役会に遅滞なく報告される体制を整備・維持する。
- c. リスクマネジメント担当部署は、当社グループに関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- d. 当社及び当社グループのリスク管理体制の有効性については、内部監査担当を含む経営幹部が定期的に監査を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社は、定例の取締役会を原則毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、法令・定款・社内規程に基づき迅速に重要事項の決定並びに業務執行状況の管理・監督を行える体制を整備する。また、取締役及び代表取締役社長の指名を受けた者をメンバーとする経営会議を定期的で開催し、事業の基本方針その他業務執行における重要事項について審議を行い、会社経営の基本戦略を議論し、業務遂行の円滑適正な運営を図る。
 - b. 職務分掌規程及び職務権限規程に基づき、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、責任体制の確立を行う。
 - c. 中期経営方針及びロードマップを策定し、目標達成のための活動を行い、その進捗状況を管理する。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、原則として子会社の取締役又は監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督又は監査を行う。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づきリスクマネジメント担当部署が担当する。また、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、定期的な当社への事業の状況及びリスク管理状況に関する報告を徴求し、重要事項については適切な承認を得るものとする。
 - b. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は子会社に、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定したガイドラインに則って定点チェックを行わせ、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。また、法令遵守体制にかかる規程の整備を行わせ、コンプライアンス体制の整備を行う。
 - c. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、子会社に、法令遵守体制にかかる規程の整備を行わせ、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制の整備をさせ、業務運営の適法性の確保に努める体制を構築させる。

- d. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
監査等委員である取締役と内部監査担当が緊密に連携し、当社グループの業務監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会は、必要に応じて特定の補助使用人に業務を命じることができるものとする。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会が補助使用人等を置くことを求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役が協議を行い、その補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、適切な指揮・命令・指導及び評価のための管理システムを確立する。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の補助使用人を選任している場合には、その補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ⑨ 当社グループの取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制
監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する重要な書類を適宜閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して、職務執行についての報告を求めることができるものとする。また、当社グループの取締役会は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。
- ⑩ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。
- ⑪ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理については、監査等委員である取締役の請求等に従い速やかに処理する。

- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会に対して、業務執行取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施する機会を与えることとするとともに、代表取締役社長、内部監査担当、監査法人と必要に応じて意見交換会を開催する。
- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適正な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。
- ⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制
当社グループは、取締役、本社部門、事業部門が一体となり、取引先に対し反社会的勢力にあたらぬ事を自社又は第三者機関にて調査し、確認を行う。また、当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、特殊暴力防止対策協議会に加盟し、反社会的勢力排除に断固たる姿勢で臨む。万が一、反社会的勢力による不正要求行為等が発生した場合にも、リスクマネジメント担当部署が中心となり、各都道府県の警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門家との連携をとることのできる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般
当社及び当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。
- ② コンプライアンス
当社は、当社及び当社グループの使用人に対し、コンプライアンスについて社内研修での教育等で説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
また、当社は、報告・相談体制である「内部通報制度」を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ③ リスク管理体制
当社及び当社グループの経営幹部によるリスク管理を主題とした定例会議を4回開催いたしました。当社及び当社グループの各本部から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、リスクマネジメント担当部署において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループの内部監査を実施いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化及び将来の事業展開のための内部留保を図りつつ、安定的な配当の維持に努めることを基本方針としております。

当期の配当に関しては未定としておりましたが、SHOPLIST事業の取扱高成長に向けた積極的なプロモーション活動、第二・第三の柱を創出するための新規事業への投資など、グループの売上最大化のために事業資金を投下するため、当期の剰余金の配当に関しては無配とさせていただきます。

売上拡大の上でさらなる利益確保を図り、結果的に中長期的な企業価値向上を実現することで株主の皆様へより多くの還元が可能になると考えています。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	17,498,836	流 動 負 債	4,904,970
現金及び預金	14,306,577	買 掛 金	1,540,995
売 掛 金	2,502,628	未 払 金	1,144,651
そ の 他	689,630	未 払 費 用	448,979
固 定 資 産	7,801,569	未 払 法 人 税 等	165,599
有形固定資産	676,106	契 約 負 債	48,126
建 物	150,341	そ の 他	1,556,618
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	460,120	固 定 負 債	10,534,973
工 具 、 器 具 及 び 備 品	65,645	社 債	10,000,000
無形固定資産	326,837	長 期 借 入 金	467,358
ソ フ ト ウ ェ ア	317,165	繰 延 税 金 負 債	115
そ の 他	9,671	そ の 他	67,499
投資その他の資産	6,798,625	負 債 合 計	15,439,944
投資有価証券	5,132,108	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	262,601	株 主 資 本	9,649,827
繰延税金資産	265,721	資 本 金	460,163
敷金及び保証金	426,683	資 本 剰 余 金	1,413,903
そ の 他	711,511	利 益 剰 余 金	10,437,457
繰 延 資 産	108,504	自 己 株 式	△2,661,697
社 債 発 行 費	108,504	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	136,537
資 産 合 計	25,408,910	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	139,112
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,575
		新 株 予 約 権	9,558
		非 支 配 株 主 持 分	173,042
		純 資 産 合 計	9,968,966
		負 債 純 資 産 合 計	25,408,910

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		14,000,962
売上原価		7,721,738
売上総利益		6,279,224
販売費及び一般管理費		5,634,373
営業利益		644,851
営業外収益		
受取利息	85,536	
為替差益	7,014	
投資事業組合運用益	7,892	
その他	37,056	137,500
営業外費用		
支払利息	27,606	
持分法による投資損失	28,154	
社債発行費償却	20,031	
貸倒引当金繰入額	28,164	
その他	50,221	154,178
経常利益		628,172
特別利益		
固定資産売却益	345	
関係会社株式売却益	12	
新株予約権戻入益	14	
事業譲渡益	30,958	
受取和解金	104,340	
債務免除益	36,015	
その他	10	171,696
特別損失		
固定資産除却損	2,534	
減損損失	4,720	
投資有価証券評価損	44,397	
事業譲渡損	1,337	
事務所移転費用	4,561	
その他	9,920	67,470
税金等調整前当期純利益		732,399
法人税、住民税及び事業税	362,478	
法人税等調整額	126,415	488,894
当期純利益		243,504
非支配株主に帰属する当期純損失		△11,372
親会社株主に帰属する当期純利益		254,877

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	460,163	1,363,694	10,182,340	△2,661,624	9,344,573
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			254,877		254,877
連結子会社株式の 取得による持分の増減		50,209			50,209
自己株式の取得				△72	△72
その他			239		239
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	50,209	255,117	△72	305,253
当期末残高	460,163	1,413,903	10,437,457	△2,661,697	9,649,827

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	37,349	1,195	38,544	9,482	258,104	9,650,705
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益						254,877
連結子会社株式の 取得による持分の増減						50,209
自己株式の取得						△72
その他						239
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	101,763	△3,771	97,992	76	△85,062	13,006
当期変動額合計	101,763	△3,771	97,992	76	△85,062	318,260
当期末残高	139,112	△2,575	136,537	9,558	173,042	9,968,966

貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	12,025,638	流動負債	1,101,935
現金及び預金	10,927,548	未払金	490,054
売掛金	71,422	未払費用	23,786
前払費用	17,758	預り金	436,428
関係会社短期貸付金	477,684	その他	151,666
その他	604,725	固定負債	10,066,206
貸倒引当金	△73,500	社債	10,000,000
固定資産	6,541,284	長期借入金	43,334
有形固定資産	157,931	繰延税金負債	22,732
建物	106,881	その他	140
機械装置及び運搬具	5,612	負債合計	11,168,142
工具、器具及び備品	45,437	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	17,031	株主資本	7,590,556
ソフトウェア	16,796	資本金	460,163
その他	235	資本剰余金	1,305,606
投資その他の資産	6,366,322	資本準備金	450,163
投資有価証券	3,823,118	その他資本剰余金	855,442
関係会社株式	1,129,575	利益剰余金	8,486,484
関係会社長期貸付金	1,692,476	その他利益剰余金	8,486,484
その他	191,211	新事業開拓事業者 投資損失準備金	606,593
貸倒引当金	△470,059	繰越利益剰余金	7,879,890
繰延資産	108,504	自己株式	△2,661,697
社債発行費	108,504	評価・換算差額等	△92,424
資産合計	18,675,427	その他有価証券評価差額金	△92,424
		新株予約権	9,152
		純資産合計	7,507,284
		負債純資産合計	18,675,427

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		1,347,953
営業費用		747,118
営業利益		600,834
営業外収益		
受取利息	95,512	
為替差益	27,923	
受取配当金	1,158	
貸倒引当金戻入益	53,689	
その他	10,819	189,103
営業外費用		
支払利息	23,304	
社債発行費償却	20,031	
投資事業組合運用損	39,055	
貸倒引当金繰入額	12,249	
その他	4,864	99,506
経常利益		690,431
特別利益		
受取和解金	90,000	
債務免除益	36,015	126,015
特別損失		
固定資産除却損	1,134	
投資有価証券評価損	44,397	
その他	1,679	47,210
税引前当期純利益		769,235
法人税、住民税及び事業税	161,904	
法人税等還付税額	△199,880	
法人税等調整額	159,616	121,640
当期純利益		647,594

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計
				新事業開拓事業者 投資損失準備金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	460,163	450,163	855,442	1,305,606	503,274	7,335,614	7,838,889
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益						647,594	647,594
自己株式の取得							
新事業開拓事業者 投資損失準備金の積立					103,318	△103,318	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	103,318	544,276	647,594
当 期 末 残 高	460,163	450,163	855,442	1,305,606	606,593	7,879,890	8,486,484

	株主資本		評価・換算 差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△2,661,624	6,943,034	△9,293	△9,293	9,152	6,942,894
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益		647,594				647,594
自己株式の取得	△72	△72				△72
新事業開拓事業者 投資損失準備金の積立		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△83,131	△83,131	—	△83,131
当 期 変 動 額 合 計	△72	647,522	△83,131	△83,131	—	564,390
当 期 末 残 高	△2,661,697	7,590,556	△92,424	△92,424	9,152	7,507,284

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

クルーズ株式会社

取締役会御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 陶 江 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樹 神 祐 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クルーズ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クルーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

クルーズ株式会社

取締役会御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 陶 江 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樹 神 祐 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クルーズ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び会計監査人太陽有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月30日

クルーズ株式会社 監査等委員会

監査等委員（社外取締役） 永井 文隆 ㊟

監査等委員（社外取締役） 立松 進 ㊟

監査等委員（社外取締役） 川井 崇司 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役（監査等委員である者を除く。）5名は任期満了となりますため、1名減員し、取締役（監査等委員である者を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である者を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の株式数
1	小 淵 宏 二 (1974年11月4日生)	1995年4月 株式会社ホテル京急入社 1996年4月 シーエスアイ株式会社（現：株式会社CSIソリューションズ）入社 2001年5月 当社設立 代表取締役社長（現任） (地位及び担当) 代表取締役社長 (重要な兼職の状況) CROOZ SHOPLIST株式会社 代表取締役社長	3,335,000株
2	古 瀬 祥 一 (1982年3月28日生)	2002年4月 当社入社 2006年4月 当社取締役（現任） (地位及び担当) 取締役副社長 (重要な兼職の状況) CROOZ Media Partners株式会社 代表取締役社長 CROOZ Blockchain Lab株式会社 代表取締役社長	4,000株
3	仲 佐 義 規 (1980年4月26日生)	2004年4月 当社入社 2010年5月 当社執行役員 2011年6月 当社取締役（現任） (地位及び担当) 取締役副社長	15,400株
4	稲 垣 佑 介 (1982年9月14日生)	2003年9月 株式会社ワールドコンパイラ設立 代表取締役社長 2011年7月 株式会社BANEX JAPAN 取締役副社長 2013年4月 当社入社 執行役員 2016年6月 当社取締役（現任） 2017年1月 税理士登録 (地位及び担当) 取締役 最高財務責任者CFO	-株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
 なお、その他各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (1)小淵宏二氏は、当社子会社であるCROOZ SHOPLIST株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社に対して、債務の連帯保証を行っております。
- (2)古瀬祥一氏は、当社子会社であるCROOZ Media Partners株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社に対して、運転資金の貸付及び債務の連帯保証を行っております。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告4.(3)「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載の通りです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
大森彩香 (1978年9月28日生)	2006年10月 三宅・今井・池田法律事務所入所 2008年10月 ウィザーズ総合法律事務所開設 2009年6月 当社社外監査役 2011年9月 濱田法律事務所入所(現任) 2019年12月 株式会社スマサボ監査役(現任) 2021年4月 株式会社INGS社外取締役(現任)	-株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の大森彩香氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、かつ、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 大森彩香氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待されている役割の概要は、同氏は、弁護士として専門的な知識と経験を有しており、これらの知識と経験から、当社の監査等委員である社外取締役として取締役の職務執行に対する監督、適切な助言・提言等をしていただけるものと期待したためです。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告4.(3)「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載の通りです。候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 大森彩香氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以上